

生命保険代理店自己点検ウェブシステムご登録代理店
ご担当者さま

いつも生命保険代理店自己点検ウェブシステムをご利用いただきありがとうございます。

さて、令和6年6月25日に公表された『「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書』におきまして、
「保険会社による保険代理店等への過度の便宜供与等の制限」に係る提言がされております。

本提言においては、「保険代理店等に対する過度の便宜供与を解消するために、まずは、各保険会社において、顧客の適切な商品選択を
阻害し得る便宜供与を解消するための社内規程の策定等、実効的な態勢を整備することが重要」であること、

「協会においても、こうした解消すべき便宜供与についての解釈が保険会社間で異なることのないよう、明確かつ具体的な基準を含めたガイドラインを

策定するとともに、各保険会社の取組状況を定期的にフォローアップする仕組みを構築していく必要」があること、

そして、「この仕組みの実効性を確保する観点から、保険会社の役職員等からの通報窓口を設置することも重要」であること

が示されています。

上記を踏まえ、令和8年4月1日付で、生命保険協会に「生命保険代理店に対する便宜供与・出向に係る通報窓口」を設置しました。

(生保協会URL：<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/tsuhou/>)

貴代理店におかれましては、このような通報窓口設置に従業員の方々に周知いただくとともに、適切な態勢整備に向けたご対応・
ご準備をどうぞ宜しくお願いいたします。

なお、本連絡は代理店の皆様に漏れなくお知らせする観点から、委託元生命保険会社各社からもご連絡しております。

そのためご案内が重複する場合もございますが、趣旨ご理解のうえご容赦くださいますようお願いいたします。

以上